

平成十九年一月二十九日提出  
質 問 第 一 四 号

一八五四年の琉米修好条約に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

一八五四年の琉米修好条約に関する質問主意書

一 一八五四年の琉米修好条約の仮訳を明らかにされたい。

二 国際約束の定義如何。

三 二〇〇六年十月二十四日付内閣答弁書（衆質一六五第七九号）において、政府は琉米修好条約を含む琉球王国が諸外国と締結した条約について、「いずれも日本国としてこれら各国との間で締結した国際約束ではなく」という認識を示しているが、その根拠を琉米修好条約本文に求めることができるか。できるならば、当該部分を一の仮訳から明示されたい。

右質問する。